

第3回伊方町・瀬戸町合併協議会会議録

招 集 年 月 日	平成14年11月25日(月)					
招 集 の 場 所	伊方町役場 4階全員協議会室					
開会日時及び宣告	平成14年11月25日	午後	2時00分	議 長	井上 善一	
閉会日時及び宣告	平成14年11月25日	午後	3時00分			
会議録署名委員	大 星 政 人	阿 部 道 忠				
会 長	井 上 善 一					
委 員	委 員 氏 名		出欠等	委 員 氏 名		出欠等
	副会長	中 元 清 吉		委 員	久 世 隆 博	
	委 員	得 能 鶴 利		委 員	上 田 實	
	委 員	上 野 守		委 員	阿 部 道 忠	
	委 員	大 星 政 人		委 員	二 宮 英 喜	
	委 員	廣 瀬 秀 晴		委 員	阿 部 好 晴	
	委 員	田 中 康 司	×	委 員	山 本 眞 平	
	委 員	山 口 和 哉		委 員	宮 下 寛	
	委 員	篠 川 晴 子		委 員	井 戸 本 昭 夫	
	委 員	大 森 次 郎		委 員	石 崎 照 夫	
	委 員	樋 田 剛		委 員	福 島 朝 行	
	委 員	小 林 栄 喜		委 員	井 上 喜 代 男	
	委 員	木 下 清	×	委 員	河 野 ヤヨイ	
	委 員	古 田 宇 佐 彦		委 員	藤 村 泰 昭	
	委 員	二 宮 定 正		委 員	宮 本 敏 光	
	委 員	藤 井 順 子		委 員	谷 口 利 治	
	委 員	田 縁 柳 太 郎		委 員	佐 々 木 喜 美 香	
	委 員	中 藤 勇				
	委 員	栗 上 岳 久				
	顧 問	顧 問	高 門 清 彦			
幹 事 会	幹 事 長	畑 中 芳 久		副 幹 事 長	清 水 博 義	
	幹 事	菊 池 和 彦		幹 事	森 口 又 兵 衛	
	幹 事	濱 口 市 作		幹 事	近 田 三 郎	
合 併 協 議 会 事 務 局	事 務 局 長	増 田 愛 明				
	総 務 班 長	山 本 桂 二		調 整 班 長	坂 本 明 仁	
	計 画 班 長	三 好 要		班 長 補 佐	河 上 芳 輝	
会 議 次 第	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					
傍 聴 人 の 数	1人					

会 議 次 第

- 1 . 開 会
- 2 . 会長（瀬戸町長）あいさつ
- 3 . 会議録署名人の指名について
- 4 . 議事
 - 報告
 - 報告第 6号 合併重点支援地域の指定について
 - 報告第 7号 専門部会活動報告について
 - 報告第 8号 各小委員会報告について
 - 協議
 - （新規協議）
 - 協議第 1 1号 地方税の取扱いについて
 - 協議第 1 2号 使用料、手数料の取扱いについて
 - 協議第 1 3号 特別職の身分の取扱いについて
 - 協議第 1 4号 一般職員の身分の取扱いについて
 - その他
 - 法定合併協議会設置について
 - 第 4 回伊方町・瀬戸町合併協議会の日程について
- 5 . 副会長（伊方町長）あいさつ
- 6 . 閉 会

協議会事務局長	<p>皆様、大変お待たせいたしました。一同御起立ください。礼。御着席ください。どうもありがとうございました。</p> <p>本日は、大変お忙しい中、御参集を賜り、まことにありがとうございました。</p> <p>本日の会議は、規約第10条の規定により、出席者が過半数に達しておりますので、この会議は成立いたしました。</p> <p>ただいまから伊方町・瀬戸町合併協議会第3回会議を開催いたします。</p> <p>本日の会議は、皆様のお手元の次第に沿って進行させていただきますので、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、開会に当たりまして、井上会長がごあいさつを申し上げます。</p>
井上会長	<p>皆さんこんにちは。大変お忙しい中、第3回目を迎えますこの協議会にそれぞれ委員の皆様方が御出席をいただきまして開催されることになりました。心より感謝を申し上げます。</p> <p>そしてまた、この間それぞれの小委員会におきまして、それぞれ各論といたしまししょうか、協議項目の具体的な協議についても精力的に御審議をいただいております、あわせて感謝を申し上げたいと思います。</p> <p>今、御存じのように、20世紀から21世紀に時代が変わりまして、20世紀でのいろいろな制度や物の考え方、そういうものが今21世紀ではなかなか通用しないということで改革が行われております。そして、この地方自治を取り巻く環境もそういう意味で見通しが難しいという一面もございます。そういう中ではありますけれども、勤勉の日本の代表選手と言われるあの二宮尊徳さんがこんなことを言っております。『この秋は、雨か嵐か知らねども、今日のつとめの田草とるなり』という歌がございます。もしかしたら台風が来て、あるいは洪水に遭って実りの田んぼもやられるかもわからない。しかし、今なすべき仕事をこつこつとやるということが、必ずや実りの秋を迎える。そういう意味ではこの合併も多少、先の見えない部分はありますけれども、こうして協議会の中で具体的な協議を始める。そして、それぞれの立場で知恵と汗をかきながら一生懸命協議をするということが、必ずや明るい2つの未来の町が開けてくると。これを信じて一生懸命</p>

協議会事務局長	<p>今後も精力的に御協議をいただきたいと思います。</p> <p>今日は、報告あるいは新規の協議案件、その他それぞれお手元にお配りしております資料に基づきまして順次、御協議をいただくことになっております。どうか十分な御協議をいただきますよう心よりお願いを申し上げます。開会のごあいさつといたします。どうも今日は御苦労でございます。</p>
井上会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、早速会議に入らせていただきます。</p> <p>これよりの議事進行は、規約第10条の規定によりまして、井上会長に進めていただきますので、よろしく願いいたします。</p>
井上会長	<p>それでは、お手元の資料、会議次第3番の会議録署名人の指名についてお諮りいたします。</p> <p>まことに潜越でございますけれども、前回同様、私の方で指名させていただいてよろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
井上会長	<p>では、本日の会議録署名人に伊方町の大星政人委員と瀬戸町の阿部道忠委員を指名いたします。よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>まず最初に、報告案件でございますが、本日の報告は3件ございます。</p> <p>報告第6号合併重点支援地域の指定についてを議題といたします。</p> <p>八幡浜地方局総務福祉部長、栗上部長から御報告をお願いいたします。</p>
栗上部長	<p>御案内のとおり、今月の14日付で合併重点支援地域の追加指定を行ったところでございます。今回指定されたのは4地域でございます。内子・五十崎、それから八幡浜・保内、伊方・瀬戸、それから大洲・長浜・肱川・河辺の4地域でございます。この結果、県下では全部で15地域、59市町村が指定されたことになるわけでございます。</p> <p>重点支援地域指定を受けた支援措置といたしましては、1つは国の支援策として、合併推進債というのがありまして、これは合併施行前において、広域的な公共施設の整備に要する経費に充当できるものです。これが充当率が90%、交付税措置50%とい</p>

<p>井 上 会 長</p>	<p>うことでございます。これは合併特例債というのが合併後にできるのに対して合併推進債というのは合併前にやる事業に対しての起債であるということでございます。</p> <p>それから、県の支援事業としては3つあるわけでございますが、1つは市町村合併支援道路整備事業というのがあります。これは県管理国道、県道の集中整備等、広域的な道路施設に対する措置です。</p> <p>それからもう1つは、誇れるふるさとづくり総合支援事業における特別枠の設定でございます。</p> <p>それから3つ目が、県単独事業の重点配分ということで、いろいろな事業について県下実施地域を検討する際、この重点支援地域になっておれば優先的に配分していくという事業であります。</p> <p>県の財政事情は御存じのように大変厳しいわけございまして、既決予算ベースではある程度進行しております。こういう状況から年度内の追加配分ができるかどうかというのはこれから先の問題ということになるかと思います。すべて予定されたものがそのまま採択されたり認定されたりということは、今の段階ではちょっと難しいという感じを持っています。</p> <p>この後、愛媛縣市町村合併支援プランといたしまして、新たな検討作業を行いまして、既存事業を含めた体系的整理をいたしまして、年度末までには公表したいと、これは県の方では考えているところでございます。</p> <p>補足といたしまして、先ほどの市町村合併支援道路整備事業でありますけれども、これは原則1地域1億円ということで当初で4億円、9月補正で5億円、それから12月補正で1億円を補正する予定にしています。また、これも先ほど申しましたように、広域的な道路整備ということでございますので、この中でこちらの方が、伊方・瀬戸がこの対象になるかどうかというのは若干疑問はあるというところはございます。合併推進支援地域に指定されたわけですからいろいろな支援を活用いただければと思います。</p> <p>以上でございます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの報告について何か御質疑はございませんでしょうか</p>
----------------	---

井上会長	か。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕 特にないようでございます。 それでは、報告第7号専門部会活動報告についてを議題といたします。
清水副幹事長	副幹事長の方から御報告いたします。 2ページをお願いいたします。 報告第7号専門部会活動報告について。 専門部会活動を別紙のとおり報告する。 平成14年11月25日提出。 伊方町・瀬戸町合併協議会 会長井上善一。 3ページをお願いします。 活動報告ですが、2町で実施しております各種事務事業、制度等のすり合わせをするために専門部会がスタートいたしました。 協議結果は、随時幹事会で調整後協議会へ提案いたします。 その開会状況ですけれども、第1回が14年10月18日に4部会合同で瀬戸町で開催されました。協議内容等は、最初に会長、副会長のあいさつ、事務局の説明の後、役員を選任を行っています。役員を選任は4ページにありますけれども、後からお目通しをしていただきたらと思います。 2の活動計画ですけれども、この棒グラフに入れてありますようなスケジュールでスタートいたします。
井上会長	以上、御報告といたします。 ありがとうございました。 ただいまの報告について何か御質疑はございませんでしょうか。
井上会長	〔「なし」と呼ぶ者あり〕 特にないようでございますので、次に、報告第8号各小委員会報告についてを議題といたします。 各小委員会の委員長さんから御報告をお願いいたします。最初に住民小委員会の宮下委員長の報告をお願いいたします。
宮下委員長	それでは、伊方町・瀬戸町合併協議会から付託されました新町の名称について、第1回の住民小委員会を開催いたしました。 開催日時、平成14年11月13日、水曜日、午後1時57分

	<p>から3時40分まで。開催場所が瀬戸町役場小会議室。出席者、委員8名全員、事務局3名、増田事務局長、坂本班長、河上班長補佐。</p> <p>協議第3号新町の名称についてでございますが、第1に新町の名称の決定方法について、現在の名称である伊方町か瀬戸町のいずれかから一方を選定するというのではなく、新町にふさわしい名称を広く募集し、その中から選定することとして公募方式で行うことに決定いたしました。</p> <p>2番目に、公募の方法等についてでございますが、公募の範囲は町内在住者に限定せず、誰もが広く応募できるものとする。賞、副賞を授与する。名称の応募に関し、旧町名に関する文字等の制約はしないものとする。同一名称の応募数の多寡については選考の際の判断材料とはしないものとする。その他必要事項については次回小委員会までに事務局で募集要項(案)を作成することとし、それをもとに内容を協議することとなりました。</p> <p>3番目に、名称の候補の選定作業についてであります。公募により得られた名称(案)から新町の名称の候補となるもの数点を選考する作業は、住民小委員会の委員において行うことといたしました。選考する候補の数や選考方法、旧町名の取扱い、最終決定の方法等については、次回以降の小委員会で継続審議することといたします。</p> <p>4番目に、名称決定の目標時期。町民の一番の関心事であることから年明けに公募を開始し、選考期間は余裕を持って作業することとし、早期に決定するよう努力することを確認いたしました。</p> <p>以上でございます。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>次に、行政組織委員会の山口委員長から御報告をお願いします。</p> <p>第2回の合併協議会の付託を受けまして、行政組織小委員会を開催いたしましたので、協議会規程第7条の規定に基づきまして審議並びに経過について御報告をいたします。</p> <p>開催いたしましたのは平成14年11月13日、14時から15時10分。開催場所が伊方町役場の小会議室。出席者は委員1</p>
井 上 会 長	
山 口 委 員 長	

<p>井 上 会 長</p> <p>樋 田 委 員 長</p>	<p>名欠席でございます、7名の出席と事務局、山本班長と三好班長の2名でございます。</p> <p>協議項目の審議の経過でございますが、まず1番に協議第4号新町の事務所の位置についてでございます。新町の事務所の位置の決定に際しましては、住民サービスや役所の機能、効率などを考慮いたしまして、住民意識に十分配慮して決定すべきとの意見や行政効率から見て新庁舎を建設するのは適当ではないのではないかなどの意見が出されました。</p> <p>事務所の方式といたしましては、新町の一体感を考慮すると本庁方式の方が良いと思われるが、住民意識にも配慮し、行政効率や住民サービスの低下を招かないことを念頭に置きまして、合理的に機能できる方式にすべきとの意見が出されました。そのために、幹事会等で各方式の機能、効率について調査、検討を実施していただきまして、小委員会でその結果を報告、説明を受けることになりました。こうした議論を踏まえ、小委員会として事務所の位置の決定につきましては現有庁舎のいずれかを庁舎とし、住民サービスの維持、向上、現庁舎の有効活用を図るために継続して審議することといたしました。</p> <p>2番目の協議第5号機構及び組織の取扱いについてでございます。</p> <p>機構、組織につきましては、事務執行に支障を来さないことや住民の利便性を考慮し、専門部会で整備方針を検討の上、小委員会に報告、説明を受け、継続して審議するということといたしました。</p> <p>以上、報告を終わります。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>次に、総務小委員会樋田委員長からの報告をお願いいたします。</p> <p>失礼いたします。</p> <p>それでは、私の方からは総務小委員会におきます審議の経過について御報告をいたします。</p> <p>開催日時は平成14年11月11日の午前10時10分から11時20分となっております。開催場所は伊方町役場小会議室。それから、出席者でございますが、出席が委員8名中7名でござ</p>
---------------------------------	---

いまして、欠席1名になってございます。事務局が山本班長、坂本班長の2名が出席いただきました。

なお、今回この合併協議会から総務小委員会に付託された案件は4件ございました。

以下、お手元の資料をお目通しをいただきたいと思います。

まず、1番の協議第6号財産の取扱いについてでございます。

伊方町及び瀬戸町が有する財産は、新町に引き継がれるべきであるとの意見が出されましたが、一方、基金のうち特定の目的のために積み立てられたもので、合併後もその用途が旧町の範囲に限って適用されるべきものがあり、その取扱いは合併前の例によるものとしてほしいとの意見が出されました。

そのため、専門部会において財産の調査を実施し、小委員会での結果報告及び詳細の説明を受けることとし、継続して審議することといたしました。

2番の協議第7号町議会議員の任期及び定数の取扱いについてでございます。

合併期日が平成16年10月1日となるのであれば、瀬戸町議会議員は任期満了に伴う選挙から2カ月しか経過しておらず、また新町の予算審議までは合併作業に関わりたいとの一部の議員の意見もあることから、1年間程度の在任特例を適用してはどうかとの意見がございました。

また、定数特例につきましては、合併時に設置選挙を実施する場合であっても必要ないのではないかとの意見もありました。今回の小委員会では結論に至らなかったことから、今後、両町の議会関係者の意見も集約いたしまして、継続審議することといたしました。

続きまして、3番の協議第8号農業委員会の委員の任期及び定数の取扱いについてでございます。

伊方町・瀬戸町両町間の農業委員会の定数や選出方法に相違がある点や、近年の農業委員会を取り巻く環境の変化に伴う問題点である、定数削減や女性の登用等の事項も考慮した上で、新町の委員の定数や選挙区の問題などを検討すべきであるとの意見が出されました。今後、両町農業委員会委員の意見等も集約いたしまして、継続審議することといたしました。

<p>井 上 会 長</p> <p>石 崎 委 員 長</p>	<p>4 番の協議第 9 号条例・規則等の取扱いについてでございます。</p> <p>条例・規則等の整備につきましては、あくまで業務内容に伴うもので、それ自体が独立選考するものではなく、事務事業の調整に基づき合併協議会で確認されたものから例規の整理が行われるものであるとの事務局の説明をもとに、条例、規則の取扱いについての調整方針については、2 町で共通して制定されている内容の違いのない条例、規則については、現行の例により新町において制定するものとし、2 町ともに制定しているが、内容に違いのあるもの及び 1 町のみで制定されているものについては、事務事業の調整内容等をもとに支障のないように整備するものとするとの事務局案を基本合意いたしました。再度最終協議の機会を設けて確認することとし、これも継続審議することといたしました。</p> <p>以上でございます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>次に、企画小委員会の石崎委員長の御報告をお願いします。</p> <p>伊方町・瀬戸町合併協議会小委員会規程第 7 条の規定に基づき、企画小委員会における審議の結果について御報告いたします。</p> <p>開催日時といたしましては平成 1 4 年 1 1 月 1 1 日月曜日、午前 1 0 時から 1 1 時 4 0 分、開催場所瀬戸町役場小会議室。出席者としまして委員全員、幹事 2 名濱口課長、近田課長、事務局 2 名増田事務局長、三好班長でございます。</p> <p>協議項目の審議の経過について御説明申し上げます。</p> <p>協議第 1 0 号新町将来構想の策定及び新町建設計画の作成について。</p> <p>1、住民アンケートの方法について。</p> <p>2 町の総合計画は、瀬戸町は昨年、伊方町は一昨年に策定されており、その際アンケートを行っています。作業期間が厳しいために、そのアンケートを利用し、実施は必要ないと言われる意見やそのアンケートを活用し、内容を見直し、実施してはどうかとの意見が出されました。また、設問の仕方によっては住民を惑わすことがあるので、十分内容検討をする必要があるということで</p>
---------------------------------	--

	<p>した。</p> <p>最終的には、町民の共通の意識を施策に反映させるために住民アンケート、住民意識調査を実施することに決まりました。内容については幹事会等で案を作成し、小委員会でその結果を報告、説明を受けることになりました。</p> <p>2、新町建設計画策定における基本視点について。</p> <p>新町の将来構想・建設計画は、10年後、20年後合併してよかったと言えるまちづくり、ビジョンづくりが必要であるとのことでした。ボトムアップ方式による住民の意見を町政に反映し、住民参画によるまちづくりは不可欠であるとのこと。基本的な作成には2町の総合計画をベースにするが、お互い町の現状を把握・調査し、2町間の格差是正や新しい町で取り組むべき事業を検討する。課題として中心地と離れた地域の格差是正、機能分担による集落間の連携づくり、国、県等の上位計画との整合性、町民1人当たりの所得を上げる方策等の意見が出されました。</p> <p>3番、策定スケジュールについて。</p> <p>新町将来構想建設計画の策定期間は、合併期日を逆算すると12カ月間という非常に短期間の作業となります。おおむねのスケジュールは事務局提案をもとに進めるということで確認いたしました。今後、委託業者の専門的な知識を活用し、幹事会等で案を作成し、小委員会で報告、説明を受け、継続して審議することといたしました。</p> <p>以上、企画小委員会の報告です。</p>
井 上 会 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま4つのそれぞれの小委員会の委員長から協議の報告がございましたが、何か御意見、御質疑はございませんでしょうか。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>〔「なし」呼ぶ者あり〕</p>
井 上 会 長	<p>ないようでありますので、付託された案件につきましては審議の基本方針に出しておりますけれども、その方針に沿って今後ともそれぞれの小委員会で積極的な御審議をお願いし、報告案件を閉じます。</p> <p>次に、協議項目を議題といたします。</p>

<p>班 長 補 佐</p>	<p>本日、事務局から提案される協議議題は4件でございます。</p> <p>まず最初に、協議第11号地方税の取扱いについてを議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> <p>失礼します。11ページをお願いします。</p> <p>協議第11号地方税の取扱いについて。</p> <p>地方税の取扱いについて提出する。</p> <p>平成14年11月25日提出。</p> <p>伊方町・瀬戸町合併協議会 会長井上善一。</p> <p>次のページをお願いします。</p> <p>地方税の取扱いについては、住民小委員会に付託、検討し、協議会で協議するという提案内容です。留意事項に記載してあります地方税の取扱いに関する関係法令の合併特例法第10条の合併関係市町村における不均一課税の特例は、市町村の合併後直ちに合併市町村の全区域にわたって均一の課税をすることが、かえって合併市町村の住民の負担にとって均衡を欠くこととなると認められる場合に、市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5カ年度に限って不均一の課税をすることができるとあります。そのため、合併協議会の中ではこのことにつきまして、合併後に不均一課税を行う必要があるかどうかの協議を行っていただくこととなります。</p> <p>続きまして、の地方税法第6条の公益等による課税免除及び不均一課税で、第1項に地方団体は公益上その他の事由により課税を不相当とする場合においては課税をしないことができる。第2項に、地方団体は公益上その他の事由により必要がある場合においては不均一の課税をすることができるとあります。このことから、合併市町村において関係市町村でそれぞれ行われていた公益等による課税免除及び不均一課税についてその取扱いを協議する必要があります。</p> <p>次に、具体項目として個人町民税から以下特別土地保有税まで、両町の税条例にあります項目について記載してあります。それぞれの税につきまして、基本的には両町とも国から示された標準的な方法をとっており、同一の内容となっておりますが、右端の欄に両町間の相違点を記載してありますように、個人町民税と固</p>
----------------	--

井上会長	<p>定資産税について伊方町の取扱いとして納期に特例措置が講じられています。納期は通常４期間に分けて納付していただくのですが、伊方町においては６月を第１期とし、翌年３月まで毎月納期の１０期となっています。このような点についても合併時の取扱いについて協議していただくこととなります。</p> <p>このほかに、住民に密接な関係のある国民健康保険税についてですが、合併協議項目の各種事務事業の取扱いに国民健康保険事業関係の項目があり、事業の運営と一体的なものとして御協議いただく予定といたしておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>以上です。</p> <p>以上、事務局から説明があったわけでありますが、何か御質疑はありませんでしょうか。</p>
井上会長	<p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>質疑ないようでございます。</p> <p>それでは、確認させていただきます。</p> <p>協議第１１号地方税の取扱いについてにつきましては、住民小委員会に付託、検討し、協議会で協議するとの事務局提案であります。これに御異議ございませんか。</p>
井上会長	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>異議なしと認めます。ありがとうございました。</p> <p>それでは、確認いただきましたので、住民小委員会に付託させていただくことといたしました。</p> <p>次に、協議第１２号使用料、手数料の取扱いについてを議題といたします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
計画班長	<p>失礼いたします。</p> <p>それでは、お手元の資料１２ページをごらんください。</p> <p>協議第１２号使用料、手数料の取扱いについて。</p> <p>使用料、手数料の取扱いについて提出する。</p> <p>平成１４年１１月２５日提出。</p> <p>伊方町・瀬戸町合併協議会 会長井上善一。</p> <p>それでは、次のページ１２の１をごらんください。</p> <p>基本調整方針として使用料、手数料の取扱いについては住民小</p>

	<p>委員会に付託、検討し、協議会で協議するという提案内容として います。</p> <p>留意事項としまして、使用料、手数料の取扱いについては住民 生活に密接に関係し、かつ重要なものであるため、町村合併を行 う場合には住民の生活に影響を及ぼさないよう十分検討し、制度 の効率的な運用と円滑な統一について調整することが適当とされ ています。</p> <p>使用料及び手数料についての根拠法令として、地方自治法第2 25条から229条まで明記してございます。また、先進事例と いたしまして、南宇和合併協議会では、手数料は住民の一体性の 確保を図るとともに住民負担に配慮し、負担の公平性の原則によ り合併時に統一する。また、施設使用料は原則として現行のと おりとする。ただし、同一または類似する施設の使用料は、可能 限り合併後随時に調整すると確認されています。</p> <p>次の12ページの3から12ページの5になりますけれども、 このページに両町の手数料条例に上げられています手数料の額を 掲載しております。法改正により不要なもの、一つの町にしか ないものがありますので、今後専門部会等で調整し、住民小委員 会で協議していただくこととなります。</p> <p>なお、水道料金については上下水道事業の項目も関連があり ますので、一体的に調整、協議をしております。また、公共施設 使用料や保育料などの使用料につきましては、今回資料は提示し ていませんが、現行例に従って行うか、どちらかの町に統一す るかについてなど専門部会等で調整し、住民小委員会で協議して いただくこととなります。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p> <p>井上会長 ただいま事務局から説明がありましたけれども、何か御質疑は ありませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>井上会長 特にないようでありますので、それでは確認させていただき ます。</p> <p>協議第12号使用料、手数料の取扱いについてにつきましては は、住民小委員会に付託、検討し、協議会で協議するとの事務局 提案に御異議ございませんか。</p>
--	--

井上会長	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>異議なしと認めます。ありがとうございました。</p> <p>それでは、確認いただきましたので、本案につきましては住民小委員会に付託させていただきます。</p> <p>次に、協議第13号特別職の身分の取扱いについてを議題といたします。</p> <p>事務局に説明を求めます。</p>
総務班長	<p>失礼いたします。13ページをお開きください。</p> <p>協議第13号特別職の身分の取扱いについて。</p> <p>特別職の身分の取扱いについて提出する。</p> <p>平成14年11月25日提出。</p> <p>伊方町・瀬戸町合併協議会 会長井上善一。</p> <p>次のページをお開きください。</p> <p>特別職の身分の取扱いについては行政組織小委員会に付託、検討し、協議会で協議することの基本方針での御提案でございます。</p> <p>なお、議会議員、農業委員会委員、消防団員の取扱いにつきましては、別の協議事項での協議となりますので、除いています。</p> <p>特別職の身分は、新設合併の場合、関係市町村の法人格が消滅しますので、法律で特例が認められている者以外全員その身分を失います。新町で選挙または選任されることとなります。</p> <p>常勤の特別職で町長、助役、収入役、教育長は失職しますので、新町において選挙または選任されることとなります。</p> <p>非常勤の特別職で法律で設置を義務づけられている委員会及び委員は、職務執行者が法律に定められた方法により選任することとなります。その委員会及び委員は、教育委員会の委員、選挙管理委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員は、法律に定められた方法により選任されることとなります。</p> <p>次のページをお願いします。</p> <p>13の2ページでございますが、常勤の特別職の選任方法を載せてございます。選挙により選ばれる町長の場合は、合併の日より50日以内に実施される選挙により選ばれることとなります。助役、収入役については退職となりますので、新町発足後の最初に招集されます議会で、議会の同意を得て選任されることとなります。</p>

	<p>ます。</p> <p>13の3ページには非常勤の特別職の選任方法などについて載せてございます。</p> <p>この法律で設置を義務づけられている委員さんにつきましては、新町発足前に選任されます新町の職務執行者が暫定的に委員会を設置し、合併前の委員の互選や新町の職務執行者が、法律に基づき選任することになります。その任期は、最初の議会の同意を得て委員が選任されるまでの期間となります。</p> <p>そのほかに各種審議会等の附属機関の特別職についても失職するため、事務事業等の調査に基づきまして必要性等を勘案の上、設置、選任する協議が必要になります。</p> <p>次の13の4ページ、13の5ページにその根拠法令を載せていますので、お目通しをいただいたらと思います。</p> <p>なお、この特別職の身分の取扱いについては小委員会に付託し、法令等の定めるところに従い設置されるもの、またその他の条例、規則等で定める各種審議会等の委員等につきましては設置、人員、報酬等について関係町の現行の制度等に基づき検討、協議することでの御提案でございます。</p> <p>以上でございます。</p>
井上会長	<p>ただいまの説明について何か御質疑はございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
井上会長	<p>特にないようであります。</p> <p>それでは、確認させていただきます。</p> <p>協議第13号特別職の身分の取扱いについてにつきましては、行政組織小委員会に付託、検討し、協議会で協議するとの事務局提案について御異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
井上会長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、確認をいただきましたので、行政組織小委員会に付託させていただくことといたします。</p> <p>次に、協議第14号一般職員の身分の取扱いについてを議題といたします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p>
調整班長	<p>失礼します。資料14ページをお願いいたします。</p>

協議第14号一般職員の身分の取扱いについて。

一般職員の身分の取扱いについて提出する。

平成14年11月25日提出。

伊方町・瀬戸町合併協議会 会長井上善一。

次のページをお願いいたします。

基本調整方針の欄にありますように、一般職員の身分の取扱いについては総務小委員会に付託、検討し、協議会で協議するという提案内容でございます。

留意事項欄を読ませていただきます。

新設合併において、市町村合併が行われる場合には、一般職の職員が勤務していた市町村の法人格が消滅するため、法的には当該職員は失職してしまうことになります。このような不合理を避けるため、合併特例法第9条第1項において、合併関係市町村はその協議により市町村の合併の際、現にその職にある合併関係市町村の一般職の職員が、引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するよう措置しなければならないと定めています。そのため、合併協議会において、合併市町村が消滅する市町村の一般職の職員を引き継ぐ旨の取り決めを行い、合併した日に新設合併における町村長職務執行者が、それぞれの職員に対し辞令交付を行う必要があります。

また、同条第2項において、合併市町村は職員の任免、給与、その他の身分の取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならないと定めています。

以下、根拠法令を掲載していますので、お目通しいただいたらと思います。

なお、先進事例といたしまして中段に掲げていますが、さぬき市の例を読ませていただきます。

1、津田町、大川町、志度町、寒川町及び長尾町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。

2、職員の定数の合計については現行定数を確保するものとし、市長の事務部局や教育委員会の事務部局、議会の事務部局の職員など各区分ごとの定数の割り振りについては合併時に調整する。

なお、合併後は職員の定員適正化計画を策定し、定員管理の適

井上会長	<p>正化に努めるものとする。</p> <p>3、職員の職名については合併時に調整する。</p> <p>4、現職員については現給を保障する。</p> <p>というようなことで、以下先進例を掲げていますが、職員の身分を新町に引き継ぐとか、定数の適正管理計画とか、職名をどうするか、これは機構組織と関わってくる部分です。それから現給を保障するという公正に処理しなければならないという規定等に基づきます協議を協議会で行っていただくこととなります。</p> <p>ということで、総務小委員会で御検討いただきたいと思えます。</p> <p>以上です。</p> <p>ただいまの事務局の説明、何か御意見、御質疑はありませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
井上会長	<p>ないようでありますので、確認させていただきます。</p> <p>協議第14号一般職員の身分の取扱いについてにつきましては、総務小委員会に付託、検討し、協議会で協議するとの事務局提案であります。これに御異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
井上会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、御確認いただきましたので、総務小委員会に付託させていただきますことといたします。</p> <p>以上で協議を終了いたします。</p> <p>新規協議の4件につきましては、早速それぞれの小委員会に付託させていただきます。小委員会におきまして、委員長さん方を中心に委員の皆様方の積極的な御意見等も賜り、活発で迅速なる御協議を切にお願いいたします。</p> <p>次に、その他に入ります。</p> <p>その他の1で法定合併協議会の設置についてを議題といたします。</p> <p>幹事長の説明を求めます。</p>
畑中幹事長	<p>本年の9月6日に任意の合併協議会を設置いたしまして、協議を重ねてまいりました。当初、12月に法定協議会への移行をするとの計画でありました。その法定協議会への移行のことです</p>

が、本日スケジュールを説明しまして、御提案をいたしたいと思
います。

16ページをご覧ください。

一番上の段に日程がございますが、本日11月25日第3回の
合併協議会を開催いたしております。12月12日に第4回の合
併協議会を瀬戸町で行う予定にいたしております。12月19日
にそれぞれ伊方町、瀬戸町の議会で議決をしてもらいまして、町
議会の方へ、皆さんのお手元の資料の17ページに協議会で提案
します議案の写しがございまして、18ページ、19ページには
規約(案)を載せておりますが、後ほどこの説明をいたしたいと
思います。

考え方でございますが、19日に両町議会で議決をもらいま
して、合併協議会の設置告示を同日12月19日に行います。
法定協議会でございますので、改めまして両町の首長によります
規約に関する協議書の書面を議長さん立ち会いの上で伊方町役場
で行いたいと思っております。

12月の下旬に法定協議会の設置の届け出を愛媛県の方へ行い
ます。これは22ページに様式がございますが、県の方へ届け出
をする義務がありますので、そのような計画でございます。

法定協議会の設置でございますが、設置施行は15年1月1日
に予定をいたしております。それで、1月14日に第1回の法定合
併協議会を行いたいと思っております。

一番下段に伊方町、瀬戸町の段がございますが、それまでには
この後伊方町では合併懇話会、瀬戸町では50人委員会、また、
各町の特別委員会なり委員会で、全員協議会で法定協議会移行に
向けての了解をもらいまして、12月19日に各町で同日同文で
議決をする予定でございます。

17ページに先ほど言いましたように、伊方・瀬戸町合併協議
会の設置について出します議案でございます。

18ページでございますが、もう既に任意協議会で合併協議会
の規約(案)がございますが、アンダーラインを引いていますと
ころが法定になりますと変わる部分でございます。

第1条、これは地方自治法や市町村の合併の特例に関する法律
におきまして、合併協議会を設置するものでございます。

<p>井 上 会 長</p>	<p>第3条でございますが、1項から3項がございますが、それぞれそのようなことになっています。</p> <p>それから、第4条でございますが、事務所の位置、前は2町の長が協議して定めた場所に置くとなっていましたけれども、現在あります伊方町湊浦1993番地の1、伊方町役場内に置くというようなことの改正でございます。</p> <p>次の19ページでございますが、第14条でございます。経費の負担でございますが、2町の長が協議の上、2町がそれぞれ負担するという項目でございましたが、2町が均等に負担するということになっています。</p> <p>この規約は、一番下にありますように15年1月1日から施行するものでございます。</p> <p>次に、20ページを開けてもらったらと思いますが、協議書の案でございますが、これは変わっていません。ここで確認しておきたいのは、皆さん方協議会の委員さんは引き続いて合併協議会の委員になっていただくということを御確認しておきたいと思います。</p> <p>20ページ、21ページは変わっていません。</p> <p>それから、22ページが先ほど言いましたように県知事への設置についての届け出の様式でございます。</p> <p>23ページには自治法や合併の特例に関する法律の条文を載せておりますので、後ほど見ていただいたらありがたいと思っております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>以上、幹事長より説明のとおり平成14年9月6日任意の合併協議会を設置し、合併に伴います基本的事項について両町で協議、あるいは確認がされておりますけれども、今後新しいまちづくりのための将来構想並びに建設計画や各種事業等の調整をしていくため、法定協議会を設置いたしたいということでございます。</p> <p>なお、議会への提案日程等につきましては、今、幹事長から説明がありましたけれども、私ども両町長に御一任をいただきたいと思っております。</p> <p>ただいまの説明について何か御質疑、御意見ございませんか。</p>
----------------	---

宮 本 委 員	<p>はい、どうぞ。</p> <p>今、これ2町となっていますが、もし三崎町が入ってきた場合だと、三崎町の分は別として考えていくことになるのでしょうか。</p>
井 上 会 長	<p>スケジュール的に今説明したような2町でのそれぞれの議会議決を得て法定協議会を設置するという作業を進めますし、三崎町はいつごろどういう判断をするのかというのは我々全く定かじゃありませんけれども、それはその時点での協議ということになるのではないかと思います。</p> <p>何かありませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
井 上 会 長	<p>ないようでありましたら、ただいま説明いたしました法定合併協議会の設置については御提案いたしましたとおり御承認することに御異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
井 上 会 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続いて、その他の2番目の第4回伊方町・瀬戸町合併協議会の日程についてを議題といたします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
総 務 班 長	<p>第4回伊方町・瀬戸町合併協議会の日程でございますが、平成14年12月12日木曜日、午後2時から瀬戸町役場で開催をいたしたいと思います。</p> <p>それから、本日午前中瀬戸町の委員さんにそれぞれ伊方町内を視察していただきました。第4回には午前中、伊方町の委員さんを対象に瀬戸町内の視察を実施したいと考えていますので、よろしく願いいたします。</p>
井 上 会 長	<p>ただいま事務局から第4回目の協議会の日程の御説明がございました。</p> <p>何か御意見、御質疑ありませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
井 上 会 長	<p>ないようですので、合併協議会の日程につきましては事務局提案のとおり承認していただきたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>

井上会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、次回の合併協議会は12月12日午後2時から瀬戸町役場で開催することといたします。委員の皆様方の御出席をよろしくお願いいたします。</p> <p>なお、今、事務局から説明いたしました伊方町の委員さん方は、同日午前中瀬戸町内を視察していただくこととなりますが、御案内は追って差し上げますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>なお、先の協議事項でそれぞれ小委員会に分けて協議案件が付託されましたが、次回の協議会までにそれぞれの小委員会が招集、開催されることとなります。また、小委員会の開催日程につきましては本日の協議会終了後、小委員会の開催日程を協議いただきたいと思います。日程の調整は、各小委員会の委員長さんと事務局の方で御協議の上決定いたしたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
井上会長	<p>それでは、そのようにさせていただきます。</p> <p>以上をもちまして本日の議事を終了いたします。ありがとうございました。</p>
協議会事務局長	<p>それでは、閉会に当たりまして中元副会長のごあいさつをお願いいたします。</p>
中元副会長	<p>閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。</p> <p>御参集いただきました委員さん方におかれましては、御多忙にも関わりませずお集まりいただき、そしてまた重要案件についての御審議をしていただきまして、まことにありがとうございました。厚くお礼を申し上げます。</p> <p>それぞれの小委員会の委員長さんから御報告がありましたように、いよいよこの合併問題の各論の協議に入ってくるわけでございます。いわゆる総論賛成、各論反対という、このようなことが間々聞かれますし、またこの合併問題におきましては他の先進地の事例にもありますように、法定協議会を立ち上げてから解散したという、そのような事例も香川県ではあったようでございます。したがって、審議が佳境に入るに従って委員の皆さん方にいろいろと御意見をいただかなければなりませんし、また煩わしい問題にも対応をしていただかなければならないことになるだ</p>

協議会事務局長

ろうと思いますが、とにかく私はこの合併問題の目線はお互いの各町の現況でなくして、将来に合わせて検討すべきであろうと思っております。そうなりますと、もちろん活発な議論をする必要もございますが、おのずから落ちつく視点が出てくるのではないかなという、そのような思いであります。

いよいよ本番に入ったわけでございますが、先ほど御承認いただきましたように、来年の1月1日をもって法定協議会に引き継がれるということでございますから、これからが正念場に入っていくわけでございますので、委員の皆さん方におかれましては、ますます御健勝で御活躍をしていただきますことをお願いを申し上げます。閉会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。御苦勞でございました。よろしく願いをいたします。

以上をもちまして本日の会議の全日程を終了いたします。
長時間にわたりまして御審議大変お疲れさまでございました。
一同御起立をお願いいたします。礼。

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

伊方町・瀬戸町合併協議会会長

会 議 録 署 名 委 員

会 議 録 署 名 委 員